

就労定着支援 RuRi 重要事項説明書（別表）

給付内容		給付費	1割負担
基本部分		¥35,120～ ¥10,740	¥3,512～¥1,074
加算	初期加算	¥900	¥90
	職場適応援助者 養成研修終了者 配置体制加算	¥1,200	¥120
	特別地域加算	¥2,400	¥240
	地域連携会議実施加算（Ⅰ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする	¥5,790	¥579
	地域連携会議実施加算（Ⅱ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする	¥4,050	¥405
	就労定着実績 体制加算	¥3,000	¥300
	利用者負担上限管理加算 （月1回を限度）	¥1,500	¥150

	福祉・介護職員等 処遇改善加算	厚生労働省が定める基準に適合して いる介護職員等の賃金の改善等を実 施しているものとして、都道府県知 事に届け出た指定事業所が、利用者 に対しサービスを行った場合	上記算定金額の 11.9%	左記金額の1割
減 算	職員配置基準に満たない場合 の1回あたりの利用料	職業指導員若しくは生活支援員又は サービス管理責任者の員数が 基準に満たない場合	所定単位数の 70%	左記金額の1割
	支援計画の不備による 1回あたりの利用料	個別支援計画が作成されていない場 合		
	支援体制構築未実施減算	支援終了にあたり、企業による職場 でのサポート体制や職場定着に向け た生活面の安定のための支援が実施 されるよう、適切な引継ぎのための 体制を構築していない場合	所定単位数の 90%	
	虐待防止措置未実施	障害者虐待防止措置が未実施の場合	所定単位数の 99%	
	業務継続計画未策定 ※令和7年4月1日から適用	感染症や災害に対する業務継続計画 が未策定の場合		
	情報公表未報告	障害福祉サービス等情報公表システ ム上、未報告となっている場合	所定単位数の 95%	